

# 説明資料

(第3回)

## 坂祝町上下水道事業経営審議会

日時：令和6年3月21日(木) 10:00～

場所：坂祝町役場 3階大会議室



## 議題事項

### § 1. これまでの振り返り

- 1-1. 汚水処理整備の現状と今後
- 1-2. 今後の事業スケジュール
- 1-3. 財政収支の見通し
- 1-4. 経費回収率と繰入金の見通し
- 1-5. 収支見通しから見える課題
- 1-6. 使用料改定の必要性

### § 2. 使用料改定について

- 2-1. 使用料改定の方針
- 2-2. 第1回使用料改定
- 2-3. 次期改定予定（改定目標）
- 2-4. 改定後の使用料体系



# § 1.これまでの振り返り

## 1-1. 汚水処理事業の現状と今後

本町の汚水処理事業は、**下水道と農業集落排水**にて整備が概成しています。今後、老朽化が懸念される管渠の改築事業や、農業集落排水地区を下水道へ接続する事業を予定しています。

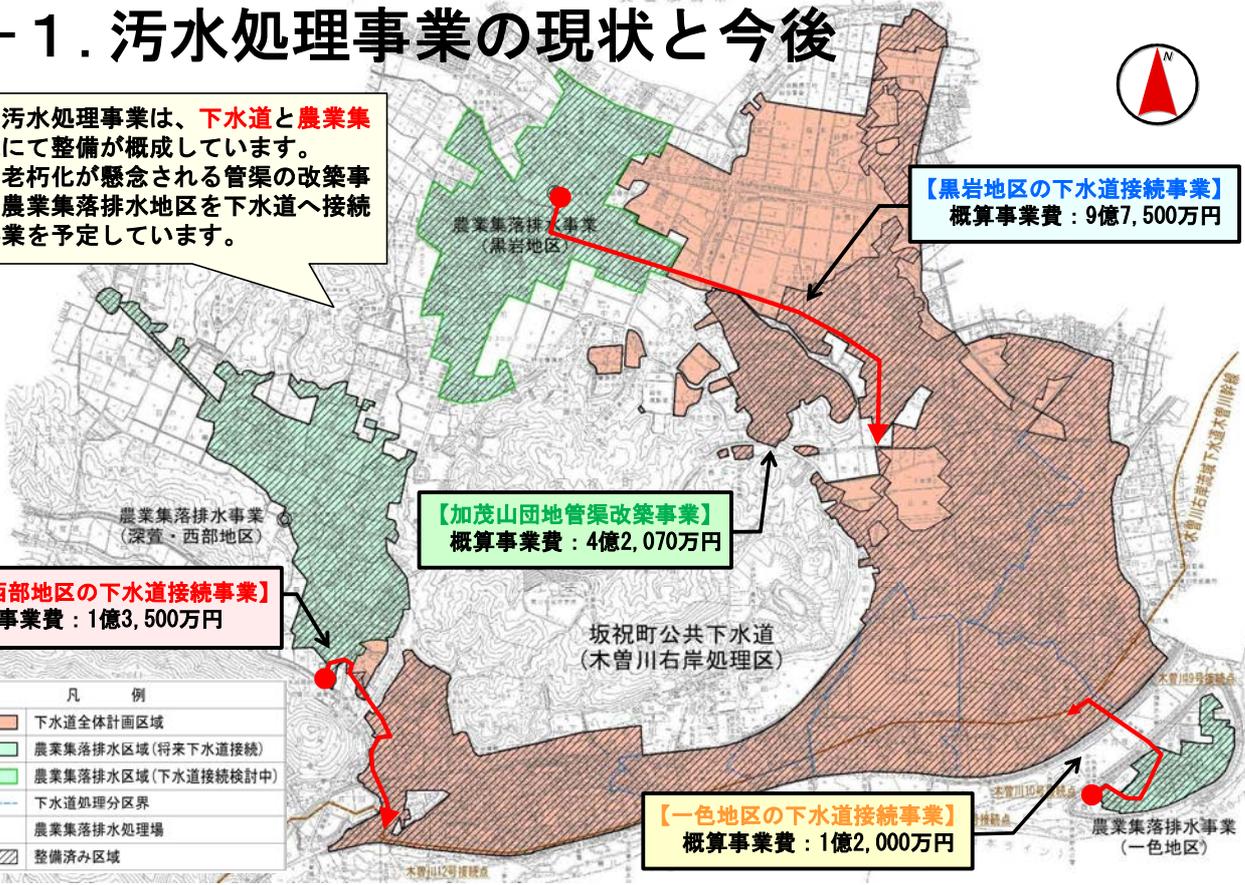
**【黒岩地区の下水道接続事業】**  
概算事業費：9億7,500万円

**【加茂山団地管渠改築事業】**  
概算事業費：4億2,070万円

**【深萱・西部地区の下水道接続事業】**  
概算事業費：1億3,500万円

**【一色地区の下水道接続事業】**  
概算事業費：1億2,000万円

凡 例	
	下水道全体計画区域
	農業集落排水区域 (将来下水道接続)
	農業集落排水区域 (下水道接続検討中)
	下水道処理分区界
	農業集落排水処理場
	整備済み区域



# § 1.これまでの振り返り

## 1-2. 今後の事業スケジュール

黒岩地区を下水道事業計画に位置付ける

主要な事業	短期			中期								長期											
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28
全体計画見直し 事業計画変更(法定手続)	承認	承認				承認	承認				承認	承認				承認	承認				承認	承認	
加茂山団地内 既設管渠の 更新改築事業	点検調査						1,964																
	ストマネ計画 改築更新設計						承認																
	改築更新工事						1,000	3,500															
深萱・西部地区の 下水道接続事業	点検調査 及び修繕工事		調査																				
	接続設計																						
	接続工事																						
一色地区の 下水道接続事業	点検調査 及び修繕工事																						
	接続設計																						
	接続工事																						
黒岩地区の 下水道接続事業	点検調査 及び修繕工事																						
	接続設計																						
	接続工事																						

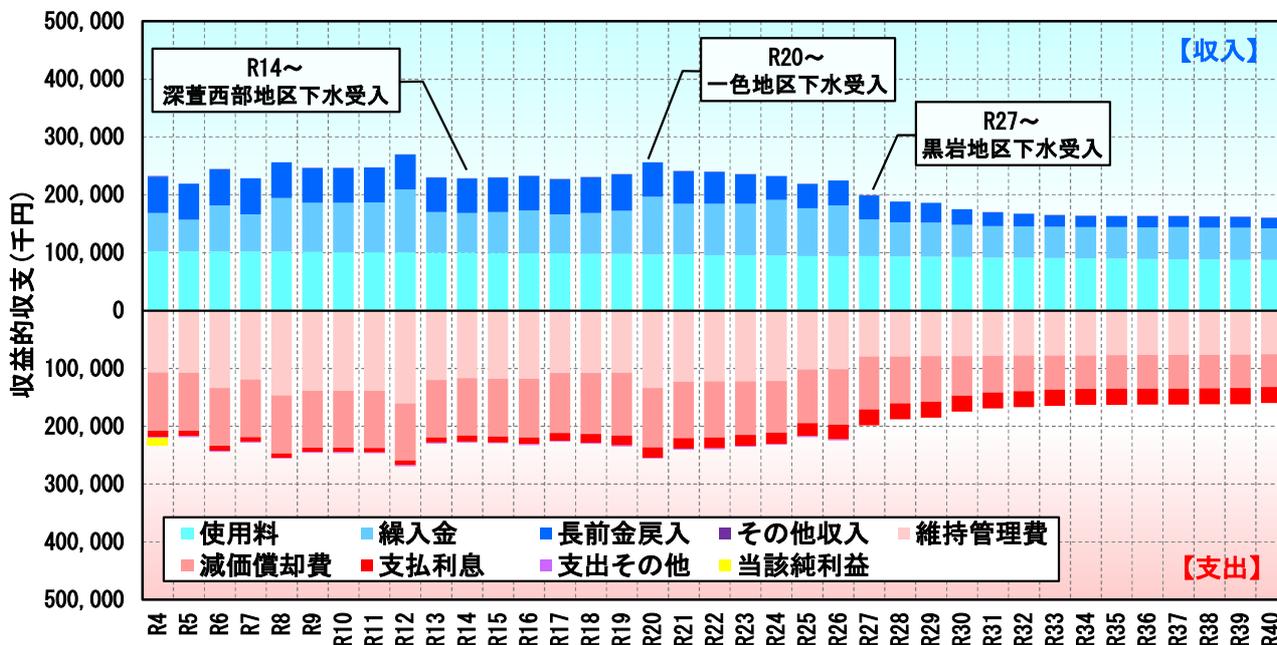
■ : 下水道事業4条予算  
■ : 下水道事業3条予算  
■ : 農集事業3条予算

下段：概算事業費（万円）

# § 1.これまでの振り返り

## 1-3. 財政収支の見通し（1/2）

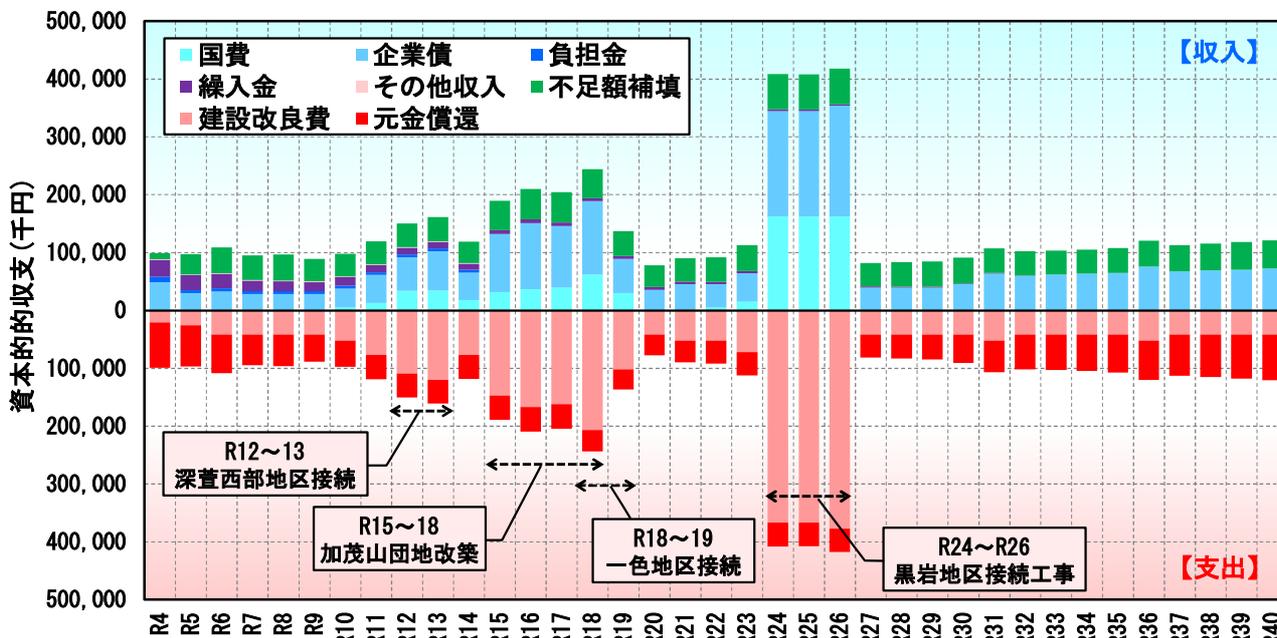
下水道事業と農業集落排水事業を合わせた維持管理費に関わる収益的収支の見通しを示します。



# § 1.これまでの振り返り

## 1-3. 財政収支の見通し（2/2）

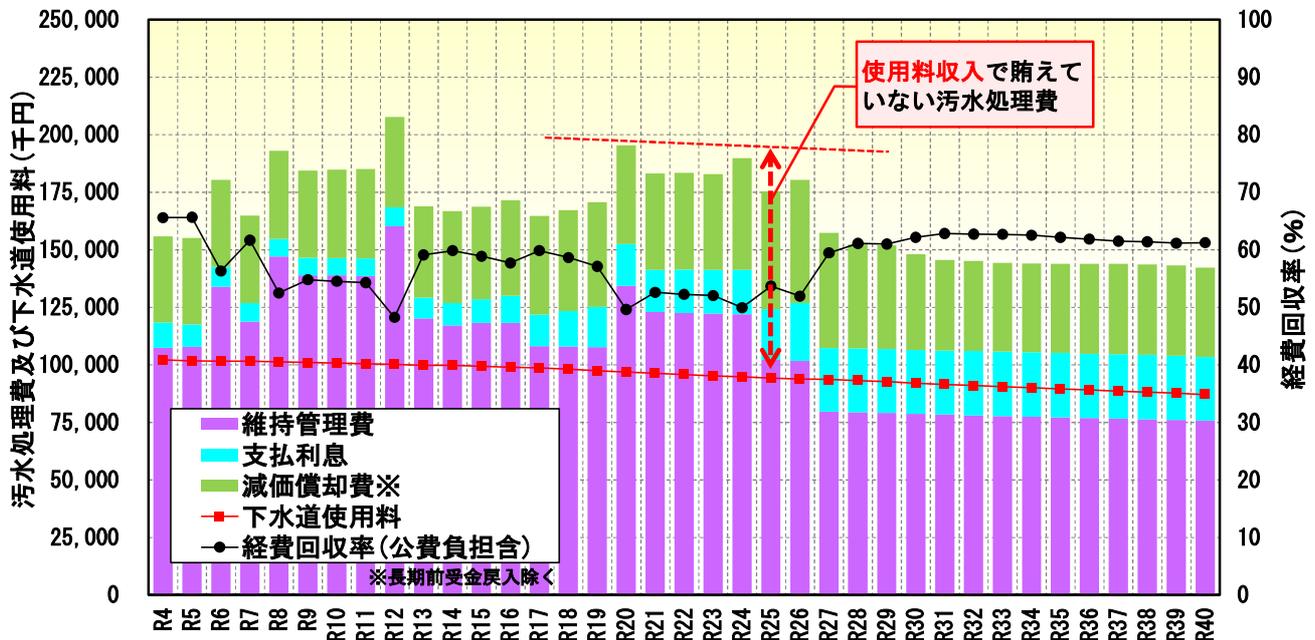
下水道事業と農業集落排水事業を合わせた建設改良費に関わる資本的収支の見通しを示します。



# § 1.これまでの振り返り

## 1-4. 経費回収率と繰入金の見通し (1/2)

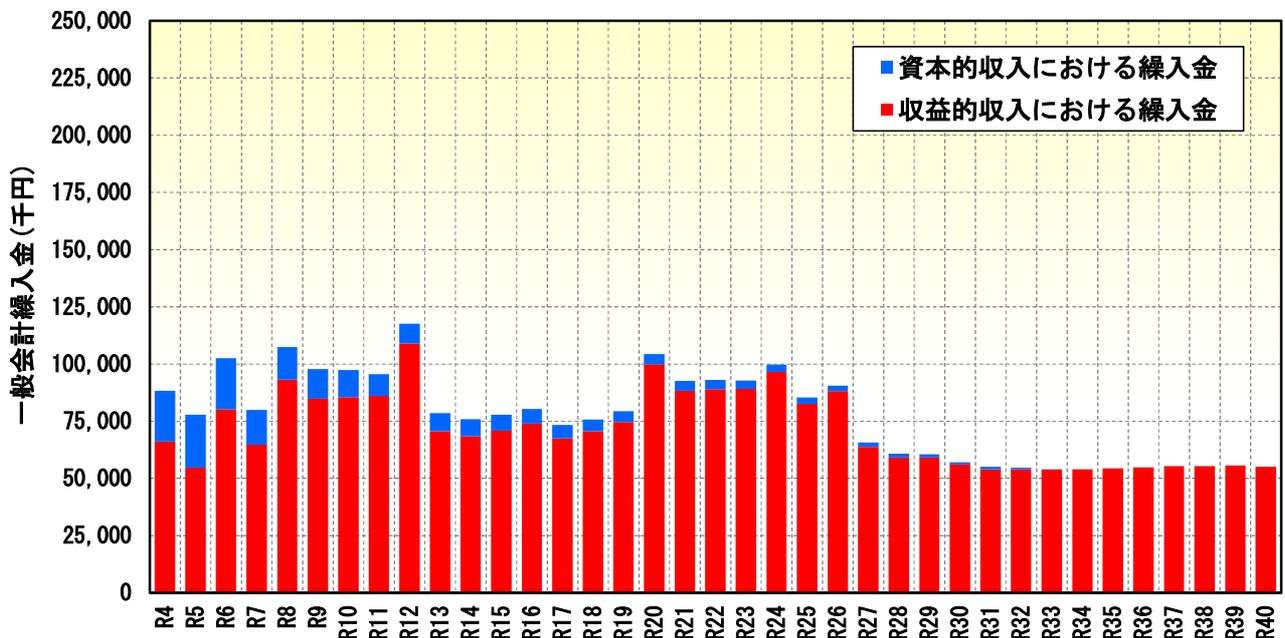
汚水処理に要した費用に対する使用料収入での回収程度(経費回収率)の見通しを示します。



# § 1.これまでの振り返り

## 1-4. 経費回収率と繰入金の見通し (2/2)

使用料収入では汚水処理費を賅えず、不足分は一般会計からの繰入金に依存する状況が続きます。



## § 1.これまでの振り返り

### 1-5. 収支見通しから見える課題

収支の見通しから以下の課題が懸念されます。

#### ◆ 財政収支見通しにおける課題

- ①人口減少に伴う使用料収入の減少
- ②農業集落排水地区接続事業に伴う経費増
- ③加茂山団地内既設管渠の改築更新事業に伴う経費増
- ④企業債貸付金利の引き上げに伴う償還利子の増加
- ⑤上記に伴い一般会計からの繰入金への依存増加

当面は、上記の課題が懸念されますが、農業集落排水地区を接続すれば、維持管理費の削減となり、一定の改善が期待できます。

## § 1.これまでの振り返り

### 1-6. 使用料改定の必要性

下水道事業は、地方財政法上公営企業とされており、その事業に伴う収入(使用料収入)によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく**独立採算制の原則**が適用されます。

このような状況において、前述で述べたように、今後**収入減**及び**経費増**に伴う**収支ギャップ**が**拡大**していくことは確実です。一般会計繰入金に依存しない健全な経営に努め、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、使用料の改定は必要不可欠なものです。

## § 2. 使用料改定について

### 2-1. 使用料改定の方針

いちどきの大幅な改定による使用料の徴収増は、住民の方へ負担を強いることになるため、定期的・段階的な改定を実施していきます。そのうえで、現金支出を伴う維持管理費と支払利息分の回収（経費回収率80%以上）を目指します。

#### ◆ 使用料改定の方針

- ①改定の頻度：概ね5年に1回 改定実施有無も含め検討  
→社会情勢の変化に対応、予測の確実性の確保
- ②改定の規模：1回の改定で5～10%増程度を想定  
→住民への急激な負担を軽減、長期的な視野で目標達成
- ③改定の目標：現金支出を伴う維持管理費と支払利息の回収  
→独立採算を目指し最低限の汚水処理費分を確保

## § 2. 使用料改定について

### 2-2. 第1回使用料改定（1/2）

第1回の使用料改定は、現時点で維持管理費の増が確定している流域下水道維持管理負担金の改定増分の費用を補うことを目的に「令和7年4月1日」より実施します。

#### ◆ 流域下水道維持管理負担金の見直し

令和6年度より流域下水道の維持管理負担金が見直されます。流域処理場等において労務単価や電気料の高騰（物価上昇）により維持管理費が増大したため、単価の増改定が決定しました。 ※令和6～8で適用、令和9以降は未定

現行単価：1 m<sup>3</sup>当りの処理水量 56円

改定単価：1 m<sup>3</sup>当りの処理水量 62円（+6円）

# § 2. 使用料改定について

## 2-2. 第1回使用料改定（2/2）

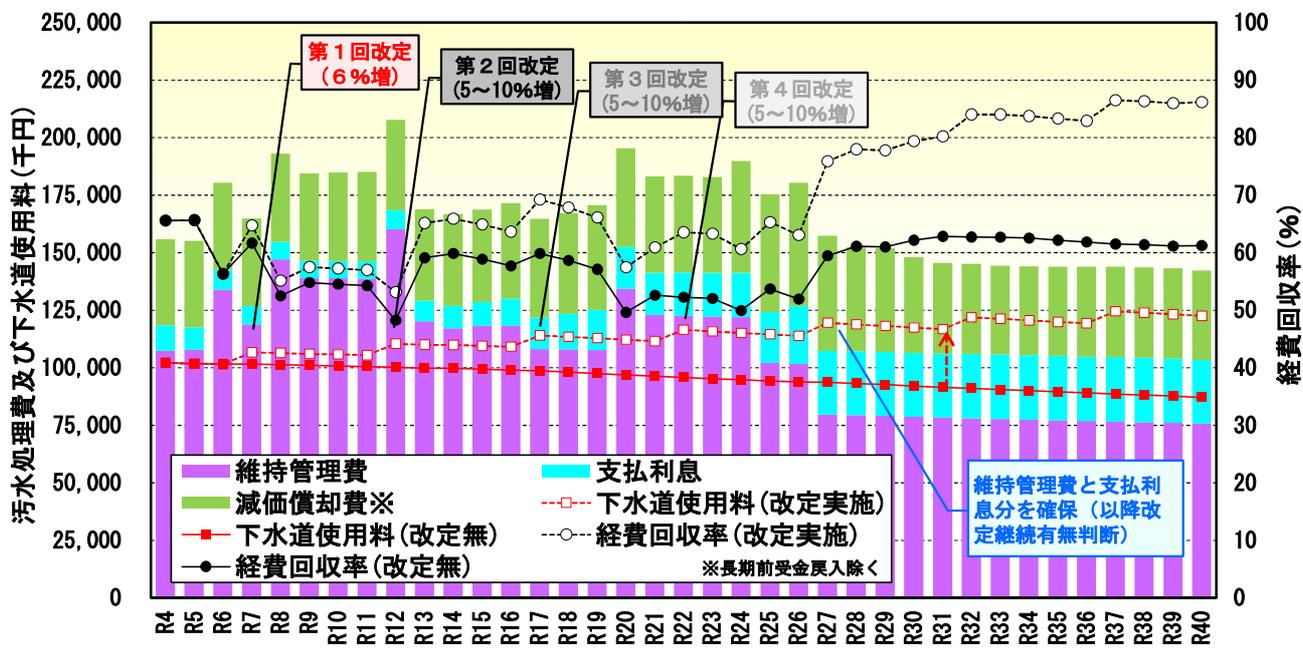
流域下水道維持管理負担金単価改定に伴う維持管理費の増分の想定（第1回改定期間5年間）を下記に示します。改定される新たな単価に伴い、現行単価から概ね600万円増となる見込みです。この費用を補うための使用料改定率は、現行から6%アップとなります。

項 目		令和4	令和5	令和6	令和7 第1回改定	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12 第2回改定	
処 理 水 量 (m <sup>3</sup> /年)	下水道	742,219	743,600	742,900	742,400	740,400	738,300	736,400	734,300	732,300	
	農 集	260,749	254,800	254,500	254,300	253,600	253,000	252,200	251,800	250,800	
	計	1,002,968	998,400	997,400	996,700	994,000	991,300	988,600	986,100	983,100	
流 域 維 持 管 理 負 担 金	現 行 の 単 価 56 円/㎡の場合 (千円)	下水道	41,564	41,642	41,602	41,574	41,462	41,345	41,238	41,121	41,009
		農 集	14,602	14,269	14,252	14,241	14,202	14,168	14,123	14,101	14,045
		計①	56,166	55,910	55,854	55,815	55,664	55,513	55,362	55,222	55,054
	改 定 後 の 単 価 62 円/㎡の場合 (千円)	下水道	46,018	46,103	46,060	46,029	45,905	45,775	45,657	45,527	45,403
		農 集	16,166	15,798	15,779	15,767	15,723	15,686	15,636	15,612	15,550
		計②	62,184	61,901	61,839	61,795	61,628	61,461	61,293	61,138	60,952
	差 額 (千円)	下水道	4,453	4,462	4,457	4,454	4,442	4,430	4,418	4,406	4,394
		農 集	1,564	1,529	1,527	1,526	1,522	1,518	1,513	1,511	1,505
		計②-①	6,018	5,990	5,984	5,980	5,964	5,948	5,932	5,917	5,899
	第1回改定期間5年間の平均差額（増額分）					6,000					

# § 2. 使用料改定について

## 2-3. 次期改定予定（改定目標）

概ね5年に1回程度5～10%程度の段階的な改定を実施し、現金支出を伴う維持管理費と支払利息分の回収を維持します。



## § 2. 使用料改定について

### 2-4. 改定後の使用料体系（1/2）【Case.A】

使用料収入 **6%増を実現**するための料金体系(案)として、下記改定単価を示します。現行の料金体系単価のうち基本使用料を**+210円増**としたものです。これにより、使用料収入6%増を確保することができます。固定費の多い下水道事業において、足りていない基本費用を補うことを目的とし、基本料金のみ改定したものです。

#### ◆ 使用料金体系改定案

(消費税抜)

区分	使用水量	現行単価	改定単価
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	→ 1,610円
	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150円	→ 150円
従量使用料 1m <sup>3</sup> につき	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	160円	→ 160円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	170円	→ 170円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	185円	→ 185円

※井戸水を使用している場合は、  
人員あたりの認定水量にて水量を算定します。  
1人：1か月あたり10m<sup>3</sup>      2人：1か月あたり18m<sup>3</sup>  
3人：1か月あたり23m<sup>3</sup>      4人：1か月あたり27m<sup>3</sup>  
5人：1か月あたり30m<sup>3</sup>      5人を超え1人増すごとに：2m<sup>3</sup>

現行料金体系の計算例 【一般家庭で1か月で25m <sup>3</sup> 使用した場合】	
基本使用料	1,400円 = 1,400円
従量使用料	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの区分 150円×15m <sup>3</sup> = 2,250円
計 3,650円	
消費税(10%) 365円	
支払い <b>4,015円</b>	

改定料金体系の計算例 【一般家庭で1か月で25m <sup>3</sup> 使用した場合】	
基本使用料	1,610円 = 1,610円
従量使用料	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの区分 150円×15m <sup>3</sup> = 2,250円
計 3,860円	
消費税(10%) 386円	
支払い <b>4,246円</b>	

## § 2. 使用料改定について

### 2-4. 改定後の使用料体系（2/2）【Case.B】

使用料収入 **6%増を実現**するための料金体系(案)として、下記改定単価を示します。現行の料金体系単価に**一律6%増**にしたものです。固定費の多い下水道事業において、足りていない基本費用を補うことと、使用水量の多寡によって費用が変動する合理性（負担の公平性）を得る両面の目的を考慮し、基本料金及び従量料金の単価を一律改定するものです。

#### ◆ 使用料金体系改定案

(消費税抜)

区分	使用水量	現行単価	改定単価
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	→ 1,484円
	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150円	→ 159円
従量使用料 1m <sup>3</sup> につき	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	160円	→ 170円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	170円	→ 180円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	185円	→ 196円

※井戸水を使用している場合は、  
人員あたりの認定水量にて水量を算定します。  
1人：1か月あたり10m<sup>3</sup>      2人：1か月あたり18m<sup>3</sup>  
3人：1か月あたり23m<sup>3</sup>      4人：1か月あたり27m<sup>3</sup>  
5人：1か月あたり30m<sup>3</sup>      5人を超え1人増すごとに：2m<sup>3</sup>

現行料金体系の計算例 【一般家庭で1か月で25m <sup>3</sup> 使用した場合】	
基本使用料	1,400円 = 1,400円
従量使用料	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの区分 150円×15m <sup>3</sup> = 2,250円
計 3,650円	
消費税(10%) 365円	
支払い <b>4,015円</b>	

改定料金体系の計算例 【一般家庭で1か月で25m <sup>3</sup> 使用した場合】	
基本使用料	1,484円 = 1,484円
従量使用料	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの区分 159円×15m <sup>3</sup> = 2,385円
計 3,869円	
消費税(10%) 387円	
支払い <b>4,256円</b>	

## 意見交換

皆様のご意見をお聞かせ下さい。

- ◆ 使用料改定に対するご意見
- ◆ その他のご意見



## 今後のスケジュール

令和5年度内の坂祝町上下水道事業経営審議会のスケジュールは以下を予定しています。

- ◆ 第4回 答申案「下水道料金のあり方について」



# 参考資料

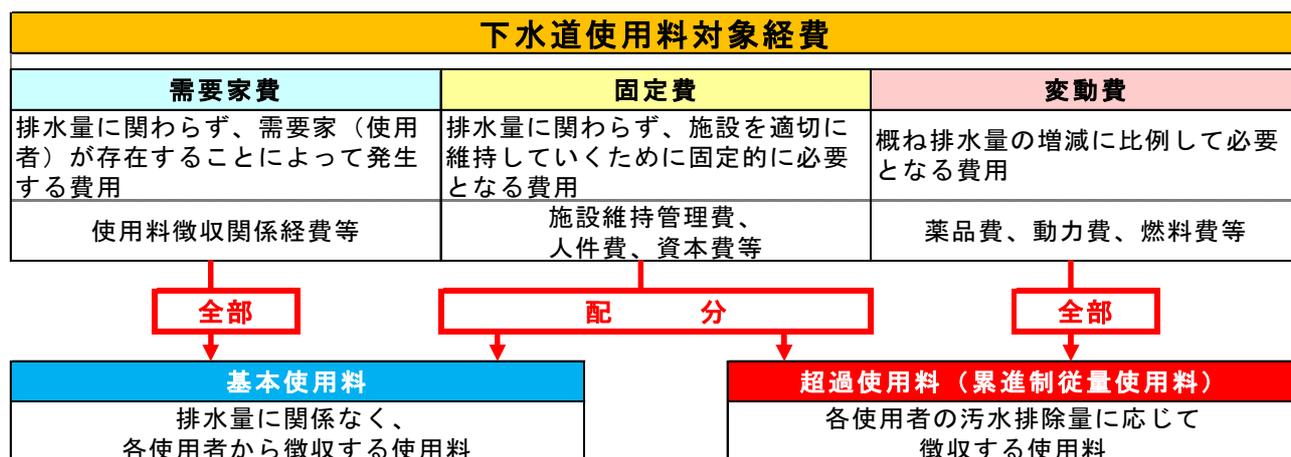
以降、「参考資料」になります。



## 参考資料 A

### 使用料の対象経費の考え方

使用料は、污水处理費のうち需要家費と固定費は基本使用料で、変動費は超過使用料で回収するのが基本です。しかし、下水道は、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費についてはその一部を基本使用料として配賦し、他は超過使用料として配賦するのが妥当です。



# 参考資料 B

## 使用料の対象経費の実績（汚水処理費の内訳）

本町の下水道事業及び農業集落排水事業における汚水処理費の内訳を示します。資本費や運転管理委託費の割合が大きく、対象経費に占める固定費の割合が90%以上を占めています。これを全て基本使用料で回収しようとする、基本使用料が極めて高額となります。

項目	直近4か年汚水処理費実績（千円）					配分割合（%）		区分費用（千円）		
	令和元	令和2	令和3	令和4	平均	需要家費及び固定費	変動費	需要家費及び固定費	変動費	
維持管理費	職員給与費	25,486	21,773	17,667	17,562	20,622	100	0	20,622	0
	流域維持管理負担	43,968	43,555	44,240	41,564	43,332	100	0	43,332	0
	動力費	5,467	4,963	5,328	7,242	5,750	0	100	0	5,750
	修繕費	3,488	6,094	5,856	4,071	4,877	50	50	2,439	2,439
	薬品費	1,286	1,432	1,431	1,405	1,389	0	100	0	1,389
	委託費	24,771	27,350	26,338	33,302	27,940	100	0	27,940	0
	その他	20,062	4,045	4,321	3,780	8,052	100	0	8,052	0
計	124,528	109,212	105,181	108,926	111,962	—	—	102,385	9,577	
資本費	減価償却費※	32,387	33,358	20,945	37,507	31,049	100	0	31,049	0
	支払利息	17,406	15,083	12,910	10,942	14,085	100	0	14,085	0
	計	49,793	48,441	33,855	48,449	45,135	—	—	45,135	0
合計	174,321	157,653	139,036	157,375	157,096	—	—	147,519	9,577	

汚水処理費のうち「需要家費及び固定費」と「変動費」の割合→

**94%** **6%**

※減価償却費は長期前受金戻入分を除く

# 参考資料 C

## 使用料の徴収実績

本町の料金区分ごとの使用料徴収実績を示します。基本使用料と従量使用料の徴収割合は、概ね40%と60%となっています。前述したとおり使用料の対象経費は90%以上が固定費であり、基本使用料で賄いたいところですが、使用水量の多寡によって費用が変わる合理性、負担の公平性も考慮し、従量逡増使用料制も併用した二部料金体系（基本使用料制と従量逡増使用料制）としています。

料金区分	料金体系 (料金単価)	令和元			令和2			令和3			令和4			
		使用水量 (m <sup>3</sup> /年)	使用料 (千円)	割合										
基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	1,400 円/世帯	252,935	39,410	<b>37%</b>	256,507	39,760	<b>37%</b>	258,868	40,260	<b>38%</b>	260,890	40,700	<b>40%</b>	
従量使用料	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150 円/m <sup>3</sup>	324,644	48,700	<b>63%</b>	337,342	50,600	<b>63%</b>	330,686	49,600	<b>62%</b>	322,517	48,380	<b>60%</b>
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	160 円/m <sup>3</sup>	36,045	5,770		36,858	5,900		33,109	5,300		31,759	5,080	
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	170 円/m <sup>3</sup>	54,542	9,270		50,176	8,530		46,697	7,940		43,251	7,350	
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	185 円/m <sup>3</sup>	24,457	4,520		9,002	1,670		10,065	1,860		4,707	870	
※1m <sup>3</sup> /月につき	計	439,688	68,260		433,378	66,700		420,557	64,700		402,234	61,680		
合計		692,623	107,670	100%	689,885	106,460	100%	679,425	104,960	100%	663,124	102,380	100%	

※上記使用料は、集計・算定等の端数処理の精度にて若干実績額と不整合